

診療科、曜日によって担当医が変わります。ご確認ください。

外来診療体制・2月の診療予定	
整形外科	午前 月曜日・火曜日・木曜日・金曜日 午後 水曜日・金曜日 (午前、午後診察いずれも完全予約制)
循環器内科	午前 月曜日・火曜日・木曜日・金曜日 午後 月曜日と金曜日
総合診療内科	午前 月曜日から金曜日 (午前11時までの受付) (なお、月曜日は午前10時から診察)
消化器内科	午前 水曜日 (午前11時までの受付) (再診のみ、完全予約制) 午後 月曜日と2日(木)・16日(木)
呼吸器内科	午前 金曜日 (午前11時までの受付) 午後 木曜日
神経内科	午前 3日(金)・17日(金)
総合診療(外科)	午前 火曜日から木曜日
外科	午前 3日(金) (午前11時までの受付)
小児科	午前 月曜日から金曜日 午後 火曜日と木曜日 (午後3時~午後4時の受付)
泌尿器科	午前 月曜日から金曜日 午後 木曜日
精神科	午前 月曜日から金曜日 (初診は完全予約制)
産婦人科	午前 13日(月)・14日(火)・20日(月)・21日(火) 午後 13日(月)・20日(月)
耳鼻咽喉科	午前 1日(水)・7日(火)・8日(水)・15日(水)・16日(木)・21日(火)・22日(水) 午後 午前11時までの受付 15日(水)
眼科	午前 2日(木)・16日(木) (予約以外の初診受付午前11時まで) 午後 1日(水)・8日(水)・15日(水) コンタクトレンズを希望する患者様へ 当院で以前調整した患者様のみ対応いたします。
皮膚科	午前 火曜日

診療日は予定であり変更になる場合もあります。

事前に病院にご確認の上、受診してください。

※診療受付時間

午前…8時00分~11時30分 (初診の方は、午前9時00分~)

午後…1時00分~2時30分

予約受付時間 (定期患者のみ) 午後1時00分~午後4時00分

<変形性関節症について その3>

今回は、足関節と足です。



ここに注目!!



【足関節】

発生頻度はかなり低いです。手術方法として過去には固定術(足関節を動かなくすることによって疼痛を軽減させる治療法)が主流でしたが、昨今日本で人工足関節置換術が導入されてきております。日本で年間2百例程度しか行われておりません。



【足趾】

外反母趾を持たれている患者さんが多く、50代以上の女性の20%~30%に認められるとされています。変形が強く装具療法でも軽減しない疼痛や、外見上の理由でも手術を選択される方も多いです。



いずれの疾患、手術方法にも当科は対応しており、さらに人工足関節も可能ですので、御気軽に相談してください。

整形外科医長 霜村 耕太

★★★ 看護職員等 募集のお知らせ!!! ★★★

正職員：看護師、パート職員：看護師(時給1,182~1,400円)、准看護師及び看護助手(資格不要、時給上限1,119円)を募集しています。家事手伝い期間等も職歴換算可能。年齢不問、未経験者可。各種手当・有給休暇・院内保育所あり。勤務時間(例：1日4時間で週3日など)も相談可能です。ご連絡お待ちしております。連絡先：52-0036 総看護師長 若林



法テラス

法テラス江差通信

お問い合わせ 法テラス江差法律事務所 (第154号)
TEL 050-3383-5563

「法律用語やざっくりおもしろい」

法律用語は、難しいというイメージを持たれている方も多いでしょう。法律相談では、法律用語はできる限り使わないうで、日常よく使う言葉を用いてお話しするように心がけています。今回は、日常語とは異なる意味で用いられる法律用語のお話をします。

代表例は、「善意」「悪意」という言葉。通常の使い方では、「善意」は「良い心、他人のためを思う心」、「悪意」は「悪い心、意地悪な心」というような意味です。しかし、法律用語の「善意」はある事実を知らないこと、「悪意」はある事実を知っていることであり、道徳的な善悪の意味合いを含んでいません。こうした言葉は日常でも使う言葉ですから、日常語とは違う意味で使っているというのを認識していないと、話がかみ合わなくなってしまう。次に「乃至(ないし)」という言葉。一般的には「または」という意味で用いられることが多いと思いますが、法律用語では「〜から〜まで」

という意味。例えば「1乃至5」は「1から5まで」という意味です。

「限り」という言葉も、日常語とは少し違う使い方があります。例えば、合意書で「令和5年3月末日限り金5万円を支払う」とした場合「限りの言葉から、3月31日に支払う必要があり、3月31日より前に支払ってはいけないう誤解されたことがあります。しかし、これは3月31日までに支払うという意味であり、早く支払う分には何ら問題ありません。

余談ですが、裁判所では「しかるべく」という言葉が使われます。「積極的に賛成するわけではないが、反対でもない、裁判所にお任せします」というようなニュアンス。古めかしい言葉ですが、現役で使われています。

法律相談でわかりにくい言葉があれば、お気軽に質問していただければと思います。相談のご予約は、050-3383-5563までお願いいたします。

(法テラス江差)

弁護士 南七重